

令和 7 年 第 1 回 野田市議会定例会付議事件一覧

報告第 1 号 専決処分の報告について

認 第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

- ・国の補正予算において重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠が追加計上されたことを受け、国が標準事業としている住民税非課税世帯への給付及び子ども加算の実施のため、専決処分した令和 6 年度野田市一般会計補正予算（第 9 号）の承認を求めようとするもの（専決処分日＝令和 7 年 1 月 3 0 日）
- 補正予算の規模 564,337 千円

議案第 1 号 令和 7 年度野田市一般会計予算

議案第 2 号 令和 7 年度野田市国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 7 年度野田市介護保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 7 年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 7 年度野田市水道事業会計予算

議案第 6 号 令和 7 年度野田市下水道事業会計予算

議案第 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- ・刑法等の一部を改正する法律による刑法の改正に伴い、関係条例の規定を整理しようとするもの

(1) 改正内容

関係条例の規定中「懲役」、「禁錮」及び「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

関係する条例

- ・野田市一般職の職員の給与に関する条例
- ・野田市職員の分限に関する条例
- ・野田市職員の退職手当に関する条例
- ・野田市環境保全条例
- ・野田市消防団条例
- ・野田市情報公開・個人情報保護審査会条例
- ・野田市行政不服審査法施行条例
- ・野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

- ・野田市個人情報の保護に関する法律施行条例
 - ・野田市議会の個人情報の保護に関する条例
- (2) 施行期日 刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）
- (3) 経過措置
- ① この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
 - ② この条例による改正前に条例が改廃された際に設けられた「なお従前の例による」等の経過措置により適用することとされている当該改正前の条例の罰則規定について、包括的な読替規定を設ける。
 - ③ この条例による改正前に条例が改廃された際に設けられた「なお従前の例による」等の経過措置により適用することとされている当該改正前の条例の人の資格に関する規定について、包括的な読替規定を設ける。
 - ④ 刑法等の一部を改正する法律の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者に係る野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市職員の退職手当に関する条例の規定の適用について、読替規定を設ける。

議案第 8 号 野田市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

- ・行政組織の見直しに伴い、組織の改編を行うため、所要の改正をしようとするもの

- (1) 改正内容
- ① 防災その他の危機管理に関する事務を分掌する「危機管理部」を設置する。
 - ② 市政推進室を臨時の室とし、地域交通の推進に関する事務を分掌する「交通政策室」を臨時の室として設置する。
 - ③ 秘書に関する事務を分掌する特別の室として、「秘書室」を設置する。
 - ④ 室の新設及び部の改編に伴い、室及び部の事務分掌について整理
- (2) 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議案第 9 号 野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- ・人事院勧告及び諸般の事情を考慮し、一般職の職員の給料表等を改定しようとするもの

- (1) 主な改正内容
- ① 一般職の職員の給料表の改定（第 1 条関係）
人事院勧告に伴う国家公務員俸給表の改定に合わせ、職務や職責をより重視した給料体系を整備するとともに、8 級制の給料表を 9 級制へ変更するため、行政職給料表(1)を改定する。
 - ② 扶養手当の見直し（第 1 条及び附則第 4 項関係）
- | | 改正前 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|------------|--------------|--------------|--------------|
| 配偶者（7 級以下） | 6, 5 0 0 円 | 3, 0 0 0 円 | 廃止 |
| 配偶者（8 級以上） | 3, 5 0 0 円 | 廃止 | 廃止 |
| 子（1 人当たり） | 1 0, 0 0 0 円 | 1 1, 5 0 0 円 | 1 3, 0 0 0 円 |
- ③ 地域手当の引上げ（第 1 条関係）
地域手当を 6 %から 8 %へ引き上げる。

- (2) 施行期日 令和7年4月1日

議案第10号 野田市公務員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を考慮し、旅行業者等に対する旅費に相当する額の直接の支払を可能とするため、所要の改正をしようとするもの

- (1) 改正内容

旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行業者等に対する旅費に相当する額の直接の支払を可能とする。

- (2) 施行期日 令和7年4月1日

- (3) 経過措置 施行日前の旅行命令については、なお従前の例による。

議案第11号 野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・雇用保険法の一部改正により、就業促進手当のうち就業手当が廃止されることに伴い、所要の改正をしようとするもの

- (1) 改正内容

雇用保険法が改正され、就業手当が廃止されることから、失業者の退職手当のうち、職業に就いた者に支給する就業手当の額に相当する退職手当を廃止する。

- (2) 施行期日 令和7年4月1日

- (3) 経過措置 施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第12号 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限に関する規定等を整備するとともに、休暇の付与期間の見直しに伴い、所要の改正をしようとするもの

- (1) 主な改正内容

- ① 時間外勤務の制限の対象範囲拡大

時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するもの

- ② 仕事と介護の両立支援制度等の意向確認等

職員が家族の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た場合における仕事と介護の両立支援制度等の意向確認及び周知に関する規定を追加するもの

- ③ 年次休暇及び組合休暇の見直し

年次休暇及び組合休暇の付与期間を、1暦年単位から一の年度単位へ改めるもの

- (2) 施行期日 令和7年4月1日

議案第13号 野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- ・建築基準法等の一部改正に伴い、建築関係手数料に関する規定を整備するとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、開発関係手数料に関する規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

① 建築関係手数料（別表の6）

建築確認申請手数料、低炭素認定申請手数料及び省エネ適合判定手数料を改正する。

② 開発関係手数料（別表の7）

宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項に基づく中間検査に係る手数料を追加する。

(2) 施行期日 ①は令和7年4月1日、②は令和7年5月26日

議案第14号 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ・千葉県が示す標準保険料率との乖離を縮小することを目的として保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定所得に関する規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

① 均等割額の引上げ

基礎賦課分 16,600円⇒21,900円

② 平等割額の引上げ

基礎賦課分 24,600円⇒28,800円

（平等割が2分の1に減額される特定世帯 12,300円⇒14,400円）

（平等割が4分の3に減額される特定継続世帯 18,450円⇒21,600円）

③ 保険料の賦課限度額の引上げ

ア 国民健康保険分 650,000円⇒660,000円

イ 後期高齢者支援金等賦課分 240,000円⇒260,000円

④ 軽減判定所得の引上げ

区分	改正前	改正後
5割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）＋ <u>29.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）＋ <u>30.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）＋ <u>54.5万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）	基礎控除額（43万円）＋ <u>56.0万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

(2) 施行期日 令和7年4月1日

(3) 経過措置 改正後の野田市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第15号 野田市犯罪被害者等支援条例の制定について

- ・犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって市民等が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に制定するもの

(1) 主な制定内容

① 相談等

犯罪被害者等が直面している様々な問題の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うものとする。

② 見舞金の支給

見舞金の種類	支給額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪発生時市民である遺族であって千葉県犯罪被害者等見舞金制度に基づく見舞金の支給を受けた者
重傷病見舞金	10万円	犯罪発生時市民である傷害を受けた本人であって千葉県犯罪被害者等見舞金制度に基づく見舞金の支給を受けた者

(2) 施行期日 令和7年4月1日

議案第16号 野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う条項番号のずれを改める。

(2) 施行期日 令和7年6月1日

議案第17号 野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・野田市老人デイサービスセンターについて、利用料金を使用料に変更することに伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

デイサービスセンターの利用について利用料金を使用料に変更するため、利用料金に関する規定を使用料に関する規定に改める。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

(3) 経過措置 改正後の使用料に関する規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第18号 野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に係る従うべき基準について規定する介護保険法施行規則の一部改正に伴い、当該基準に係る規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 地域包括支援センターの職員配置基準について、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が必要と認める場合は、常勤換算方法により配置基準を満たすことを可能とするもの

- ② 地域包括支援センターの職員配置基準について、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会が必要と認める場合は、被保険者の数に応じて配置すべき3職種の常勤の職員の員数を複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすことを可能とするもの

(2) 施行期日 公布の日

議案第19号 野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

- ・野田市立中央小学校敷地内に設置されている野田市立野田学童保育所を同校の校舎内に移設することに伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

野田学童保育所の位置を中央小学校の位置（野田市野田6 1 1番地）とし、収容定員を95人から41人に変更する。

(2) 施行期日 令和7年5月1日

議案第20号 野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

- ・野田市エンゼルプランについて、令和7年度から新たな計画とすることに伴い、所要の改正をしようとするもの

(1) 改正内容

条例中「野田市エンゼルプラン」を「野田市こども計画」に改める。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

議案第21号 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長する。
- ② 特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、小規模保育事業A型事業者等から確保することも可能とする。
- ③ 特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。

(2) 施行期日 令和7年4月1日

議案第22号 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所の職員配置基準の見直しをする。
ア 満3歳以上満4歳未満の園児
おおむね20人につき1人以上の職員⇒おおむね15人につき1人以上の職員
イ 満4歳以上の園児
おおむね30人につき1人以上の職員⇒おおむね25人につき1人以上の職員
 - ② 栄養士法が改正され、「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加する。
 - ③ 連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長する。
 - ④ 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、小規模保育事業A型事業者等から確保することも可能とする。
 - ⑤ 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、市長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。
- (2) 施行期日 令和7年4月1日。ただし、①の改正は公布の日。

議案第23号 野田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- ・児童福祉法の規定に基づき乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めるため、制定しようとするもの
- (1) 主な制定内容
- ① 設備運営基準の目的
設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするを規定する。
 - ② 設備の基準
乳児室、ほふく室等の面積要件に係る規定、保育室又は遊戯室には乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えることとする規定等を設ける。
 - ③ 職員の基準
乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とすること等を規定する。
- (2) 施行期日 令和7年4月1日

議案第24号 野田市ことば相談室の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

- ・児童のことばに関する相談支援について、令和7年度から子どもの発達相談室による「ことばの相談支援事業」として実施することから、ことば相談室の設置及び管理に関し必要な事項を定めた条例を廃止しようとするもの
- 施行期日 令和7年4月1日

議案第25号 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・上三ヶ尾地区の地区整備計画に係る都市計画決定に伴い、関係規定を整備しようとするもの

(1) 主な改正内容

上三ヶ尾地区地区整備計画区域について次の規定を整備するもの

- ① 区域（別表第1）
- ② 建築物の用途の制限（別表第2）
- ③ 容積率、建蔽率及び最低敷地面積（別表第3、第4及び第5）
- ④ 建築物の壁面の位置の制限（別表第6）
- ⑤ 建築物の高さの最高限度（別表第7）

(2) 施行期日 公布の日

議案第26号 野田市景観条例の制定について

- ・景観法に基づく景観計画に係る行為の制限その他の本市における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるため制定しようとするもの

(1) 主な制定内容

① 届出を要する行為

ア 高さが10メートルを超える建築物又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

イ 高さが10メートルを超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

ウ 住宅の建築を目的として行うものを除く区域面積が3,000平方メートル以上の開発行為

エ 伐採面積が1,000平方メートル以上の市街化調整区域内における木竹の伐採行為

② 届出をしようとする者は、当該届出をしようとする日の30日前までに市に事前協議書を提出し、協議するもの

③ 市は、事前協議書を提出しない者及び景観計画で定める行為の制限に適合しない者に対し助言又は指導するとともに、指導に従わないときは、市が勧告するもの

④ 市は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定するときは、所有者の同意を得るもの

⑤ 市は、良好な景観の形成の促進に貢献した個人又は団体等を表彰するもの

⑥ 事業者が、勧告に従わないときは、勧告を受けた者の氏名及び住所、勧告の内容を公表するもの

(2) 施行期日 令和7年7月1日

(3) 準備行為 事前協議に関し必要な手続等は、施行前であっても行うことができる。

議案第27号 野田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る参酌基準について規定する水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を整

備しようとするもの

(1) 主な改正内容

- ① 資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、資格要件に下水道等に関する実務経験を含めるもの
- ② 資格要件について、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程を追加するもの

(2) 施行期日 令和7年4月1日

議案第28号 野田市春風館道場の指定管理者の指定について

- ・野田市春風館道場の指定管理者として、特定非営利活動法人野田春風会を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市春風館道場
指定 管理 者	所 在 地	千葉県野田市谷津1222番地の3
	名 称	特定非営利活動法人 野田春風会 理事長 櫻庭 秀和
指 定 の 期 間		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第29号 野田市立あおい空の指定管理者の指定について

- ・野田市立あおい空の指定管理者として、社会福祉法人野田みどり会を指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市立あおい空
指定 管理 者	所 在 地	千葉県野田市鶴奉270番地の5
	名 称	社会福祉法人野田みどり会 理事長 遠山 康雄
指 定 の 期 間		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第30号 野田市立花輪保育所の指定管理者の指定について

- ・野田市立花輪保育所の指定管理者として、株式会社日本保育サービスを指定しようとするもの

公の施設の名称		野田市立花輪保育所
指定 管理 者	所 在 地	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目38番2号 オーキッドビル7F
	名 称	株式会社日本保育サービス 代表取締役 坂井 徹
指 定 の 期 間		令和8年4月1日から令和15年3月31日まで

議案第31号 小中学校教師用教科書及び指導書の購入について

- ・小中学校教師用教科書及び指導書を購入しようとするもの

(1) 動産名及び数量 小中学校教師用教科書及び指導書

- ① 小学校教師用教科書 61 冊（見込み）
- ② 小学校教師用指導書 23 冊（見込み）
- ③ 中学校教師用教科書 514 冊（見込み）
- ④ 中学校教師用指導書 523 冊（見込み）
- (2) 契約の方法 随意契約
- (3) 契約金額 金 35,270,309 円（見込み）
- (4) 契約の相手方 野田市野田 347 番地
野田教科書供給所
所長 初見 徳康

議案第32号 野田市道路線の認定について

- ・路線整理のため、認定しようとするもの

- (1) 道路の払下げに伴い、市道路線として認定するもの 1 路線

議案第33号 野田市道路線の廃止について

- ・路線整理のため、廃止しようとするもの

- (1) 道路の払下げに伴い、市道路線を廃止するもの 7 路線
- (2) 開発行為に伴い、市道路線を廃止するもの 1 路線

議案第34号 令和6年度野田市一般会計補正予算（第10号）

議案第35号 令和6年度野田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第36号 令和6年度野田市介護保険特別会計補正予算（第4号）